

## 議第19号

三島市と田方郡函南町との境界変更に伴う財産処分について

地方自治法第7条第5項の規定により、境界変更の効力の発生する日から三島市と田方郡函南町との境界変更に伴う財産処分を別紙のとおり定める。

平成25年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士

## 別紙

- 1 境界変更に伴い田方郡函南町内に存在することとなる三島市が所有する次の土地は、従前どおり三島市の所有とする。

三島市安久536の8、537の1、539の3、539の4の区域に隣接介在する道路である公有地の全部

- 2 境界変更に伴い三島市内に存在することとなる田方郡函南町が所有する次の土地は、従前どおり田方郡函南町の所有とする。

田方郡函南町塚本字西折上948の10、948の14、948の16、948の33、948の36から948の41まで、948の43の区域に隣接する水路である公有地の全部

上記地番は、平成25年1月8日現在の登記簿による。